

## 【学校感染症について】

法律で定められている“学校感染症（がっこうかんせんしょう）”にかかったら、  
症状が軽くても登校しないでください。出席停止になります。治って登校可能と  
なったら、保護者記入の『学校感染症による療養の届』を学校へ必ず提出してください。

**届の提出が無い場合は通常欠席となります。**

届を提出するとき、「診療情報明細書」「調剤明細書」「お薬の説明書」「お薬手帳」のいずれかのコピーと一緒に提出してください。

医師が記入した診断書の提出でも差し支えありませんが、文書料の補償はありません。